

## 基準7 学生支援等

## (1) 観点ごとの分析

観点7-1-1 : 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

## 【観点到係る状況】

ガイダンスについては、教育課程、履修計画、学生生活について毎年4月の入学時に、大学院新入生対象に1日、学部新入生対象に3日間にわたって実施している(別添資料7-1-1-1、7-1-1-2、7-1-1-3) また、ガイダンスの一環として、1回生対象に学外合宿研修を実施している。新入生にとって、教育課程・履修計画を理解するとともに、学年担当教員との話し合いや友人をつくる上での良い機会となっている。

教育学部学校教育教員養成課程の1回生については、後期からのコース内の専修を決定するにあたって各コースで教員による説明会を実施し、専修の学習内容については充分周知されている。

- ・別添資料7-1-1-1 平成21年度新入生オリエンテーション等日程
- ・別添資料7-1-1-2 平成21年度履修登録に当たって
- ・別添資料7-1-1-3 平成21年度履修登録説明資料

## 【分析結果とその根拠理由】

学部生、大学院生での対象を細かく分け、多岐にわたるガイダンスの内容を構成し、合宿研修でもこれを補足しており、適切に実施されていると判断できる。

観点7-1-1 : 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

## 【観点到係る状況】

## (1) 学習支援に関する学生のニーズの把握

学習支援に関する学生のニーズの把握としては、学生委員会による「学生生活実態調査」をほぼ2年ごとに実施している(別添資料7-1-2-1)。近年では、平成17年度、19年度及び20年度に行った。調査で得られた結果は、学生委員会において分析を行い、各教員に結果を報告し、支援策に反映する仕組みとしている。

また、学生と学長並びに教職員が懇談し、直接の意見交換を行う機会として、次の2つの企画がある。ひとつは、学生、教職員、同窓会、後援会、地域住民が一堂に会し、懇談する「大学懇談会」であり、年1回開催している(資料7-1-2-A : )

他のひとつは、「学生と学長との懇談会」である。この懇談会は、学長が学生と気軽に談話することで学生の意見や要望を直接聞き、これを大学運営に活かすことを目的として、年1回実施している(資料7-1-2-A : ) 懇談内容は、教職大学院、施設に対する要望、学内行事に関する意見等多岐にわたる要望や質問が出るなど、充実したものとなった。

また、就職支援室では、進路に関するアンケート(対象：学部3回生及び大学院1回生)を実施し、学生のニ

ズや必要とされる支援の在り方等を収集・分析し、就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映している。

#### 資料 7 - 1 - 2 - A 懇談会の実施報告を掲載したホームページの URL

第 2 回大学懇談会(2008/12/10)

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/daigakukon/08daigakukon1.html>

学生と学長との懇談会(2009/1/26)

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/president%20coffee/2008presidntcoffee.html>

#### ・別添資料 7 - 1 - 2 - 1 「学生生活実態調査」の調査項目

#### (2) 学習相談、助言、支援

学習相談については、「オフィスアワー」を導入し(資料 7 - 1 - 2 - B)、学生掲示板、入学時ガイダンス、冊子『学生生活』及び大学ホームページで周知を行っている(資料 7 - 1 - 2 - C)。

学部においては「学年担当教員」と「指導教員」を設けている。学年担当教員は、課程・コース毎に置かれ、1 回生から 3 回生の間の大学生活上の事柄について相談、助言(例えば、奨学金の申請、授業料の免除、休学、退学等)にあたっている。指導教員制は、主に 4 回生の卒業論文の指導を行う制度で、研究室単位での修学や就職の問題についても指導や助言に当たっている。

また、大学院生については「研究指導教員」(教職大学院にあっては「指導教員」)が入学後定められ、学習相談・助言に当たっている。

#### 資料 7 - 1 - 2 - B オフィスアワーの設定に関する申合せ(抜粋)

(目的)

1. 学生支援充実のため、学業を中心とした学生生活全般にわたって質問・相談等に応じる特定の時間帯(オフィスアワー)として、教員があらかじめ示す特定の時間帯を設定する。

(利用)

2. 学生は基本的に予約なしで研究室を訪ね、勉学のことから学生生活全般・進路・将来のことに及んで相談することができる。

(時間帯等)

3. 各教員はオフィスアワーを設定できる時間帯等を所定の様式により学生委員会に届けるものとする。ただし、オフィスアワーの設定時間は最低 1 コマ(90 分)以上設けるものとする。

(周知方法)

4. オフィスアワーを学生に周知する方法は次の方法によるものとする。

- 一 大学のホームページに掲載
- 二 大学が作成する冊子に掲載(天平雲等)
- 三 一覧表を時間割冊子と同時に配布

(83)

資料7 - 1 - 2 - C 大学ホームページ「オフィスアワー」サイト



【分析結果とその根拠理由】

「大学懇談会」、「学生と学長との懇談会」、就職支援室による進路に関するアンケートを定期的に行っており、学生のニーズの把握が組織的に行われている。

オフィスアワーは全教員が設定しており、複数の手段により学生に周知している。

「学年担当教員」、「指導教員」、「研究指導教員」制度等を設け、相談及び助言体制を整えている。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断できる。

観点7 - 1 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】該当なし。

【分析結果とその根拠理由】該当なし。

観点 7 - 1 - : 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

特別な支援を行うことが必要と考えられる者としては、留学生 70 名(平成 21 年 5 月現在)、社会人学生 34 名(現職教員：大学院 31 名、専攻科 3 名・平成 21 年 5 月現在)、障害を持つ学生 1 名(大学院生・平成 21 年 5 月現在)が在籍している。

留学生については、留学生委員会がその対応に当たり、委員 7 名、留学生担当事務職員 3 名で対応している。「留学生の手引き」を発行し、留学生向けの正規授業のほかに日本語の補講を外部講師に依頼して実施している。その他、チューター制度を取り入れ、学習、就学への個別指導などを行うとともに、チューター連絡会議や講習会を継続的に開催し、支援の強化を図っている。また、留学生懇談会(春季及び秋季)、国際学生宿舍懇談会(毎年 1 回)、見学旅行(1泊2日)等を活用して留学生と懇談するとともに、留学生担当教員及び日本語担当教員が定期的に面談を実施し、支援のニーズの把握に努めている。これら以外にも、相談を受けた各教員が学生の要望等を聞き、情報の共有と改善を図るといったきめ細かな対応を行っている。

障害を持つ学生に対しては、年度始めに希望を調査し、ノートテイクの配置などの支援を行っている。

社会人(主に現職教員)が在籍している大学院各専攻にあっては、大学院設置基準第 14 条を適用して、授業や指導を受け易い特別の授業時間帯を設定し、事務については 20 時まで夜間対応を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対しては、留学生委員会を中心に組織的に対応するとともに、『留学生の手引き』の発行や日本語の補講、チューター制度の導入、留学生懇談会の開催など、種々の学習支援を行っている。

障害者に対する支援では、ノートテイクの配置や施設のバリアフリー化を行っている。社会人に対しては、授業時間帯の配慮をはじめとした支援を行っている。

以上のことから、特別な支援が必要と考えられる者に対して学習支援が適切に行われていると判断できる。

観点 7 - 2 - : 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学生の自主的学習支援のため、「図書館」(177 席)は平日の夜間に加え、土曜日も開館している(資料 7 - 2 - 1 - A)。更に、「学生オフィス」(48 席)(資料 7 - 2 - 1 - B)、「情報サテライト室」(資料 7 - 2 - 1 - C)を設けており、学生が自由に勉学に専念できる環境を整備している。また、留学生及び日本人学生が交流を深めるための「国際交流室」を設置しており、パソコン 3 台を配置している。

グループ討論の場として「学生ラウンジ」、「学生会館談話室」等があり、「学生ラウンジ」については毎月 10 人から 20 人程度のグループ(教職員等も含む。)が定期的に活用している。

他にも、「教育資料館」を有しており、初等中等教育に関する資料を中心に収集し、学習のための利用に供している。同時に、教育・研究発表の場として展示等にも活用している。また、学習の一環として、世界遺産関係の DVD を鑑賞する「世界遺産ミニシアター」を備えている。

大学院生も学部と同一の施設を使用できるが、特に大学院生には専用の自習室を設けており、情報端末付きの机、プリンター、ロッカーを備え、セキュリティロック付きの自動扉により安全上の配慮も行っている。

## 資料7-2-1-A 図書館開館時間一覧表

施設	平日(月~金)		土曜日	日曜日・祝日
	授業期間	教育実習期間		試験前3週間・試験期
閲覧室	9:00~21:00	9:00~20:00	10:00~17:00	10:00~17:00
パソコン室	9:00~20:30	9:00~19:30	10:00~16:30	10:00~16:30

備考：(1) 休業期は、平日(月~金)の9:00~17:00開館。土・日・休日は休館。  
 (2) 時間外の閲覧業務は、各日2名(時間雇用職員)勤務。  
 (3) 時間外開館日の月曜日と、金曜日については、2名のうち1名は図書館職員が時差出勤で勤務。

## 資料7-2-1-B 奈良教育大学学生オフィス使用規則(抜粋)

(目的)  
 第2条 学生オフィスは、本学学生の自学、自習及び学生の憩いの場とすることを目的とする。  
 (施設)  
 第4条 第2条の目的を達成するため、学習スペース及びリフレッシュコーナーを設置する。  
 (使用時間)  
 第5条 学生オフィスの使用時間は、午前7時から午後10時30分までとする。  
 (使用日)  
 第6条 学生オフィスは、年末年始(12月27日から1月5日まで)を除き使用できる。

## 資料7-2-1-C 奈良教育大学情報サテライト室使用規則(抜粋)

(目的)  
 第2条 サテライトは、本学の学生が情報処理機器を用いて学習、研究、情報収集を行う場として、使用することを目的とする。  
 (使用日)  
 第4条 サテライトは、原則として、土・日曜日並びに祝日・休日以外の平日に使用できる。  
 (使用時間)  
 第5条 サテライトの使用時間は、原則として午前8時30分から午後8時45分までとする。

## 【分析結果とその根拠理由】

学生の自主的学習支援のため、「図書館」、「学生オフィス」、「情報サテライト室」、「自習室」を設けており、勉学に専念できる環境を整備している。また、交流や討論の場として「国際交流室」、「学生ラウンジ」等を有している。

以上のことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断できる。

観点7-2- : 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

## 【観点に係る状況】

本学では、正課以外に大学の許可のもとに学生が自発的に行う文化的、社会的、体育的な諸活動を奨励している。団体数としては、文化会所属クラブ19団体、体育会所属クラブ25団体の計44団体である(別添資料7-2-2-1)。

大学の支援体制としては、学生委員会の下に点検・評価ワーキング・グループを設け、課外活動の支援を行って

いる(資料7-2-2-A)。

課外教育活動施設として、学生会館、サークル部室に加え、平成19年12月に課外活動共用施設(サークル共用棟)700㎡、平成20年2月に音楽練習室等188㎡を新たに設置した。うち、短期使用施設として会議室、多目的スペース、資料作成室を、長期使用施設として文化会室、体育会室、練習室、倉庫を、使用許可制により学生団体の利用に供している(別添資料7-2-2-2)。体育施設は、別添資料7-2-2-3のとおりである。その他の物的支援として、用具・機械・楽器等を適宜支援しており、後援会からも課外活動に対する物品等の購入の予算的支援がある。

課外活動(及び学術活動等)の振興策として、学長表彰及び学生委員会委員長表彰を行っている(資料7-2-2-B)。また、本学独自の学生支援策として、「学生企画活動支援事業」がある。この事業は、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して大学が経済的支援等を行い、学生自身に自主的に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである(資料7-2-2-B、7-2-2-C)。

学生委員会とサークル顧問教員との懇談会を開催し、大学、顧問教員、学生の三者が危機対応・管理に関する共通認識を持つよう意見交換を行っている。

指導力の育成、ならびに相互の親睦と理解を深めるため、「サークルリーダーズ・ミーティング」(体育会・文化会)に、学生委員会委員長及び学生支援課が参加し、今後の対応についての説明や、次期リーダーとしての心構えの啓発を行っている。

**資料7-2-2-A 平成21年度 学生委員会 点検・評価分担表**

分野	事 項	分野	事 項	分野	事 項
学 校 行 事	1) 新入生オリエンテーション 2) 新入生合宿研修 3) 上回生合宿研修 4) 全学懇談会 5) 学生企画活動支援事業 6) 広報「天平雲」 7) 学年担当教員の役割	課 外 教 育	1) 課外活動 2) 学生団体 3) 大学祭 4) 表彰・懲戒 5) 学生の事件・事故 6) ボランティア活動	修 学 支 援	1) 学生寮の運営 2) 入学科・授業料免除等 3) 奨学金 4) アルバイト 5) 厚生福祉 6) 学生生活実態調査 7) 学生会館の運営

**資料7-2-2-B 課外活動支援関係 URL**

課外教育(学生表彰) <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/kagai/hyousyou/hyousyou.html">http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/kagai/hyousyou/hyousyou.html</a> 学生企画活動支援事業 <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/gakusei-kikaku/gakusei-kikaku.html">http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/gakusei-kikaku/gakusei-kikaku.html</a>
--

**資料7-2-2-C 学生企画活動支援事業の申請・許可件数等**

年 度	申請件数	許可件数	認定件数	支援経費
平成16年度	16	9		350万円
平成17年度	13	8		250万円
平成18年度	13	9	4	250万円
平成19年度	13	9	4	200万円
平成20年度	12	9	0	200万円

- ・別添資料7-2-2-1 『学生生活』p.44 「課外活動諸団体一覧」
- ・別添資料7-2-2-2 奈良教育大学課外教育活動施設使用規則
- ・別添資料7-2-2-3 『学生生活』p.47 「体育施設」

#### 【分析結果とその根拠理由】

課外活動に対する大学の支援体制としては、学生委員会傘下の点検・評価WGが支援及び充実に向けた活動を行っている。施設面では、課外活動共用施設（サークル共用棟）、音楽練習室、体育施設を用意し、用具・機械・楽器等の支援を行っている。振興策としては、学長表彰及び学生委員会委員長表彰を行い、さらに学生企画活動支援事業により、経済的支援等も図っている。

以上のことから、学生の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断できる。

観点7-3- : 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

#### 【観点に係る状況】

学生委員会による学生生活実態調査を実施し、「アルバイトに関することについて」「心身の健康について」等の項目により、そのニーズや実態の把握を行うとともに、自由記述欄に書かれた要望に対しても対応している（別添資料7-3-1-1）。これらの調査結果は、学生委員会及び関係の委員会等で分析し、教授会において結果を報告し、支援策の向上につなげている。平成20年度の事例では、学生生活実態調査の自由記述において、学生から要望が多かった学生食堂および生協のスペース拡大と女子寮の改修に関して検討することとした。学生食堂等のスペースの拡大については、プロジェクトを立ち上げ、アンケート調査を実施し、できる限り要望を取り入れることとした。女子寮の改修工事については、アンケート調査を実施し、居室プラン等を取り入れることとした。これらの学生からの要望については、平成21年度中に対応する。

大学生活全般における要望・相談については、「学生なんでも提言箱」を設置（管理棟と学生会館の2ヶ所。メールも可。）し、副学長（教育担当）を責任者としてハラスメント、教務・学生生活全般、施設改善要求等の事項に対応している。平成18年度の事例では、図書館の窓に網戸を設置して欲しいとの要望があり、協議の結果、実現し、学生の要望に応えた。

個人生活上の諸問題については、「学生相談室」を設置し、学生相談員（保健管理センター所長・医師）を配置して適切な対応を行っている。健康相談及びカウンセリングについては、保健管理センターが対応している。特にカウンセリングにおいては、週3日、専任のカウンセラー（学外から臨床心理士3名）を配置している（別添資料7-3-1-2）。

進路相談については、就職支援室が外部相談員2名（教員就職対象、企業就職対象）を委嘱し対応している。また、就職情報資料室及び就職指導室を設置し、パソコンや就職関係資料等を整備し、進路選択に供している。

各種ハラスメントについては、「国立大学法人奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する規則」に基づき、ハラスメント相談員11名（医師、看護師、教員、事務職員）を配置し、「国立大学法人奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、啓発・防止・救済に努めている。相談員から報告のあった事案については、人権・ハラスメント防止委員会が対応している。

その他、学生委員会に、事件・事故に対応する小委員会、不登校学生支援対策委員会を設置し、関係部署が連携して、組織的な支援・対応を行っている。

これら各種相談体制の学生への周知に関しては、ホームページや冊子「学生生活」、ハラスメント防止リーフレット、掲示等により行っている。

- ・別添資料 7-3-1-1 『学生生活実態調査』 関係箇所の抜粋
- ・別添資料 7-3-1-2 『保健管理センターだより』 第 53 号、p.14 「学生相談室のご案内」

#### 【分析結果とその根拠理由】

生活支援等に関する学生のニーズについては、学生委員会が行う学生生活実態調査により把握し、支援策の向上につなげている。学生からの様々な要望・相談等については、学生なんでも提言箱、学生相談室、などを整備し、対応に当たっている。

以上のことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断できる。

観点 7-3- : 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

特別な支援を行うことが必要と考えられる者の在籍者数は、観点 7-1- を参照。

観点 7-1- に準じ、生活支援についても、留学生委員会を対応組織として位置づけている。チューター制度（40 時間 / 半年）による個別指導を行い、「留学生の手引き」を作成して、留学生の就学を含む生活支援を行っている。チューター連絡会議やチューター向け講習会による支援を進めている。

障害を持つ学生は、平成 21 年度で 1 名在籍（視覚障害）しているが、入学時及び年度始めに希望を調査し特別な支援が必要が確認している。施設面では、エレベータの設置やトイレ、階段スロープの設置による段差の解消など大学内の移動等に配慮し、バリアフリー化を進めている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

留学生については、チューター制度の導入や、「留学生の手引き」の発行などにより、生活支援を行っている。留学生の生活支援のニーズは、留学生担当教員等との面談や学生生活実態調査、留学生アンケート等により把握に努めている。

障害者に対する支援では、施設面等で各種の対応を行っている。

以上のことから、特別な支援が必要とされる学生に対する生活支援が適切に行われていると判断できる。

観点 7-3- : 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

#### 【観点に係る状況】

##### (1) 授業料免除制度

授業料免除は、「奈良教育大学授業料免除等選考基準」により、学生委員会の議を経て行っており、申請・許可状況は資料 7-3-3-A のとおりである。特に留学生に対しては、「私費外国人留学生授業料特別免除制度」を



設けており(資料7-3-3-B)、学業成績が特に優秀な学生に対して、各学年1名、計6名の授業料を全額免除している。

#### 資料7-3-3-A 授業料免除申請者数及び審査結果(平成18年度~平成20年度)

年度	学期	区分	申請者数	審査結果			
				許可			不許可
				全額免除	半額免除	計	
平成 18年度	前期	学部	117	17	80	97	20
		大学院	48	3	31	34	14
		特別専攻科	3	0	3	3	0
		計	168	20	114	134	34
	後期	学部	107	15	84	99	8
		大学院	42	1	34	35	7
		特別専攻科	1	0	0	0	1
		計	150	16	118	134	16
平成 19年度	前期	学部	122	15	89	104	18
		大学院	43	3	31	34	9
		特別専攻科	1	0	1	1	0
		計	166	18	121	139	27
	後期	学部	110	22	77	99	11
		大学院	36	4	28	32	4
		特別専攻科	1	1	0	1	0
		計	147	27	105	132	15
平成 20年度	前期	学部	148	10	117	127	21
		大学院	33	3	18	21	12
		特別専攻科	1	0	1	1	0
		計	182	13	136	149	33
	後期	学部	151	9	121	130	21
		大学院	27	5	15	20	7
		特別専攻科	1	0	0	0	1
		計	179	14	136	150	29

#### 資料7-3-3-B 奈良教育大学授業料等の免除等に関する規則(第2条~第3条抜粋)

(免除の範囲)

第2条 授業料の免除は、本学学部、専攻科及び大学院の学生(科目等履修生及び研究生を除く。以下「学生」という。)で次の各号の一に該当する者について行うことができる。

(略)

2 前項にかかわらず、本学学部及び大学院の私費外国人留学生(専攻科学生、科目等履修生及び研究生を除く。)で、特に学業優秀と認められる者については、授業料を免除することができる。

(免除の額等)

第3条 授業料の免除の額及びその免除の対象となる期は、次の各号に掲げるとおりとする。

一

イ (略)

四

五 前条第2項に該当する場合は、当該年度に係る授業料の全額とする。

(2) 日本学生支援機構奨学金及びその他の奨学金制度

本学で取り扱っている奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金が主なものであるが、その他に地方公共団体及び民間育英団体の奨学金がある。この日本学生支援機構の奨学金の受給率は、資料7-3-3-Cのとおりである。

資料7-3-3-C 日本学生支援機構 奨学金等受給状況(平成18年度~平成20年度)

年度	種別等	学部	大学院	専攻科	計
平成18年度	学生数	1168	132	16	1316
	第一種(無利子)	147	27	0	174
	第二種(有利子)	218	3	0	221
	その他	8	2	0	10
	計	373	32	0	405
		31.93%	24.24%	0.00%	30.78%
平成19年度	学生数	1178	126	12	1316
	第一種(無利子)	159	31	0	190
	第二種(有利子)	256	20	0	276
	その他	6	1	0	7
	計	421	52	0	473
		35.74%	41.27%	0.00%	35.94%
平成20年度	学生数	1202	87	13	1302
	第一種(無利子)	147	24	1	172
	第二種(有利子)	268	15	2	285
	その他	1	0	0	1
	計	416	39	3	458
		34.61%	44.83%	23.08%	35.18%

(3) 後援会奨学金制度「学習奨励費」

本学独自の奨学金としては、本学後援会が実施している「学習奨励費」があり、資料7-3-3-Dのとおり月額1万円、年間10人が対象となり、選考にあたっては後援会の役員会が審議を行っている。

資料7-3-3-D 奈良教育大学後援会 学習奨励費応募状況等(平成20年度)

区分	課程等	回生	応募者数	採用者数	備考
学部学生	学校教育教員養成課程	1	12	1	
	総合教育課程		6	1	
	学校教育教員養成課程	2	6	3	
	総合教育課程		2	0	
	学校教育教員養成課程	3	6	3	
	総合教育課程		2	0	
	学校教育教員養成課程	4	1	1	

	総合教育課程		2	1	
大学院 生	大学院教育学研究科	1	0	-	
		2	3	2	
	計		40	12	

#### (4) 寄宿舍

一般学生寄宿舍として大学近辺に女子寮(定員 136 名、4 人部屋)を設置している。寄宿料は月額 700 円であり、入居選考は奈良教育大学学生宿舎要項により行っている。入居状況は、老朽化が進んでいることもあり、平成 15 年度から 50%～70%台で推移している。このため、平成 21 年度に大規模改修を行い、64 室の個室とする予定としている。寄宿料については、近隣のアパート等の家賃を調査し、適正な価格となるよう検討している。

留学生用には、国際学生宿舎を設置している。日本人男子学生用(定員 60 名)と留学生用(定員 40 名)の居室がある。寄宿料は月額 4,700 円であり、入居者の選考は奈良教育大学外国人留学生宿舎運営委員会において行っている。入居率は、平成 15 年度から 80%～95%台で推移している。

以上の諸制度については、全学生に配付している冊子『学生生活』や、大学ホームページ(資料 7 - 3 - 3 - E)などに掲載し、周知している。

なお、経済面での援助に関する学生のニーズについては、学生生活実態調査で把握し、適切な運用に役立っている。(別添資料 7 - 3 - 3 - 1)

#### 資料 7 - 3 - 3 - E 寄宿舍について記載した本学ホームページの URL

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/gakusei-top/gakusei-top.html>

#### ・別添資料 7 - 3 - 3 - 1 経済面での援助に関する学生のニーズ(「学生生活実態調査」Q10～Q12 の分析)

##### 【分析結果とその根拠理由】

授業料免除や各種奨学金の選考は、関係規程に従って行っており、実績から適切に実施されていると言える。

寄宿舍は、定められた手続きに則って入居選考している。入居率は、4 人部屋の一般学生用寄宿舍(女子寮)は低い。学生の意見を取り入れ、全室を個室とする改修を行うこととしており、その増加が期待される。国際学生宿舎の入居率は非常に高くなっている。

以上のことから、学生の経済面での援助が適切に行われていると判断できる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・ 学生支援のニーズを把握するため、学生生活実態調査を2年ごとに実施している。得られた結果の分析は学生委員会で行い、結果を各教員に報告していることから、学生のニーズの把握が系統的かつ組織的に行われているといえる。また、学生、教職員、同窓会、後援会、地域住民が一堂に会し、懇談する「大学懇談会」や、「学生と学長との懇談会」をそれぞれ年1回実施するなど、学生のニーズを把握するための努力は十分行われていると判断できる。
- ・ 進路に関する調査も、就職支援室がアンケートを実施し、学生のニーズや支援の在り方等を収集・分析し、就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映している。
- ・ 進路相談に当たっては、外部相談員計2名を委嘱し、対応している。このような努力の成果は、基準6で見るとように、教員就職率や全体的な就職状況の上昇に現れている。
- ・ 留学生の生活支援のニーズは、留学生担当教員や指導教員との面談、学生生活実態調査及び留学生アンケート等により把握に努めている。チューター制度を取り入れ、連絡会議や講習会を定期的で開催しており、生活面でのサポートも十分に行っていると判断できる。
- ・ 不登校学生への支援策として、学生委員会（不登校学生支援対策委員会）や保健管理センター等が連携して早期対応している。
- ・ 障害者に対する支援では、ノートテイク及び施設面での支援を行っている。社会人に対しては、オフィスアワーを設け、授業時間帯の配慮や個別指導において支援を行っている。
- ・ 課外活動については、体育会や文化会が毎年「サークルリーダーズ・ミーティング」を実施することで、充実を図っている。また、大学、顧問教員、部員の三者が現状把握と危機対応・管理に関する共通認識を持つよう努力している。
- ・ 課外活動に対する財政的支援としては、課外活動共用施設等の提供などがあり、各サークルからの要望（用具・機械・楽器等の支援）については、順次整備に努めている。その他、課外活動の振興策として体育活動の成績優秀者、コンクールの入選者に学長表彰及び学生委員会委員長表彰制度を設け、表彰を行っている。
- ・ 本学独自の学生支援策として、学生企画活動支援事業がある。これは、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して大学が経済的支援等を行い、学生自身に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである。

### 【改善を要する点】

- ・ 平成20年度に実施した学生生活実態調査で、「オフィスアワーの制度を知らなかった」とするものが60%以上あった点については、周知方法等について改善の余地がある。ただし、これは学生が日常的にいつでも教員と相談できる状態にあるという小規模大学の特徴からであるとも考えられる。
- ・ 学生相談の潜在的な需要をどう汲み上げていくかについて、今後、改善の余地があると思われる。
- ・ 一般学生用寄宿舎（女子寮）の入居状況は、平成15年度から50%~70%台で推移している。このため、平成21年度に全室を個室とする改修を行うこととしている。入学生の中には、経済的な理由から寮での生活が必要な者もいるので、ニーズはかなり高いと思われる。

### (3) 基準7の自己評価の概要

学習を進めるうえでの履修指導は、入学時のガイダンスや合宿研修に始まり、オフィスアワー、学年担当教員、研究指導教員の設置など、修学や就職の問題も含めた相談及び助言体制を整えている。学習支援に関する学生のニーズの把握は、学生生活実態調査や各種懇談会等により、定期的・組織的に行われている。留学生や障害のある学生、社会人学生に対しても、きめ細かな配慮を行っている。小規模大学で集約化されたキャンパスという有利な条件もあり、学生指導上の密度は高いと言える。

学生の自主的学習支援のため、図書館や学生オフィスをはじめとした諸設備を提供し、閉門時まで自由に勉学に専念できる環境を整備している。課外活動に対しても組織的に支援しており、施設や備品の支援を行うとともに、学長表彰制度や学生企画活動支援事業の実施により、課外活動への振興や経済的支援等を図っている。また、学生生活実態調査や懇談会等により、学生との意見交換やニーズの把握に努めている。学生委員会を軸とした幾重にも張り巡らされた「対応の糸」で十分な措置が施されていると言える。

生活支援等に関する学生のニーズについては、学生委員会が行う学生生活実態調査により把握し、支援策の向上につなげている。学生からの様々な要望・相談等については、学生なんでも提言箱や学生相談室をはじめとした諸制度を整備し、適切に対応している。留学生や障害のある学生に対しても、きめ細かな配慮を行っている。経済面の援助については、授業料免除や各種奨学金、寄宿舍の整備により実施している。

最後に、総合的な学習支援にかかわる実績として一言を加えておく。平成20年度の法人暫定評価では、学部教育においては少人数授業の実施率の点、また大学院教育においては、専門職学位課程の授業が履修可能となっている点などについては「期待される水準を上回る」と判断された。

